

大阪市立都島区民センターご利用の皆さまへ

割増料金を適用する基準の再整理について

平素より、都島区民センターをご利用いただきありがとうございます。

さて、区民センター等の区役所附設会館でイベントを開催される際の施設使用料について、参加者から入場料や参加費等の金銭を徴収される場合には、大阪市区役所附設会館条例の別表における「入場料その他これに類する料金（以下、「入場料等」とします。）を徴収する場合」にあたるものとし、通常の1.5倍の割増料金をいただいております。

「入場料等」の徴収の有無による割増料金の適用については、基本的に、「入場料や参加費等の金銭を徴収するか」、また、「入場料や参加費等がイベント実施に必要な経費相当であるか」という基準で判断していますが、区民センター等の区役所附設会館のご利用が多岐にわたることもあり、同じ利用内容に対するご説明が施設ごとに異なる場合があります。

そこで、ご利用の皆さまに、より分かりやすく明確な基準をお示しする必要があるとの考えから、「入場料等」徴収の有無に関する判断基準について、裏面のとおり改めて整理し、令和5年1月4日以降の利用分から適用させていただくことになりました。

今後、都島区民センターのご利用にあたり、収支計画書の提出など、ご利用の皆さまにお手数をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

問 い 合 わ せ 先

《割増料金を適用する基準に関すること》

大阪市 市民局 施設担当 (Tel 06-6208-7633)

都島区役所 まちづくり推進課 (Tel 06-6882-9734)

《都島区民センターのご予約・利用方法に関すること》

都島区民センター (Tel 06-6352-6100)

(Fax 06-6352-8411)

開館時間：9時30分～21時30分（休館日12月29日～1月3日を除く）

（裏面に続きます）

令和5年1月4日以降の利用分から適用

☆「入場料等」徴収 有 として

割増料金（通常料金の1.5倍）が適用される基準

「会館使用時に 金銭のやり取りがある。

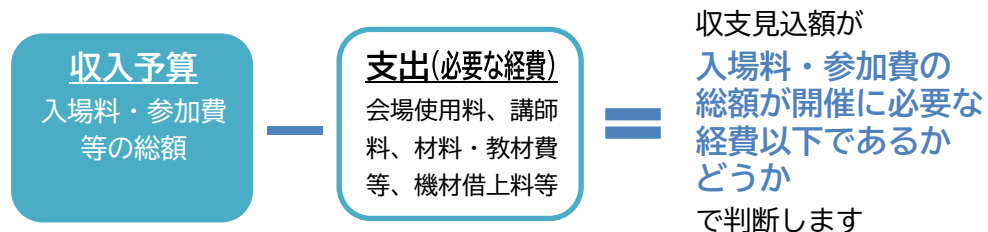
（事前の入場料、参加費の徴収を含みます）」

+

「金銭のやり取りにより 主催者に 利益が上がる（※）」

※収支計画書等で、主催者に 利益があがらないことが確認できる場合、通常料金でご利用いただけます。（様式に決まりはありません）

「主催者に利益があがらない」とは、入場料・参加費等の総額が、開催に必要な経費以下であることをいいます。



☆「入場料等」徴収 有 として

割増料金（通常料金の1.5倍）が適用される利用例

- ・実費相当額を超える入場料や参加費、会費を徴収する催し
- ・会館使用時に物品や権利の販売、契約行為を行う催事
- ・会館使用時に有償サービスの提供を行うイベント
- ・講師（指導者）自らが活動の主体として指導料を徴収する
習い事教室、私塾やセミナー など

《お支払い済みのご予約について》

「入場料等」徴収 有 として割増料金を支払い済みの予約について、上記の基準に照らして「入場料等」徴収 無 にあてはまる場合は、利用日までに施設窓口にて変更手続きを行っていただければ、通常料金との差額を還付します。（利用日を過ぎてからの変更はできませんのでご注意ください。）

「入場料等」徴収の有無チェックリスト

都島区民センターの施設利用料は、条例別表において「入場料その他これに類する料金（以下、「入場料等」）を徴収する場合」、割増料金（通常料金の1.5倍）となっています。「入場料等」の徴収の有無は、「会館使用時に金銭のやり取りがあるか」、「金銭のやり取りにより収益が上がるか」によって判断します。

① 金銭のやり取りについて

- ☐ 実費相当額を超える入場料や参加費を徴収する。
- ☐ 会館使用時に、物品や権利の販売、契約行為を行う。（チャリティ目的のバザー等は除く）
- ☐ 会館使用時に、有償サービスの提供を行う。
- ☐ 講師（指導者）自らが活動の主体として、指導料を徴収する（セミナー、教室）

→ 1つでも該当する場合は「**入場料等**」有り（**割増料金**）となります。

☐ 上記の4項目すべてについて該当しない → ②に進んでください。

② 収益が上がるかについて

- ☐ 入場料や参加費を徴収するが、実費相当である。
- ☐ 物品や権利の販売等を行うが、売却益を寄付する。（チャリティ目的のバザー等）

→ 1つでも該当する場合は、収支計画書等をご提出ください。

収益が上がらないことが確認できれば「**入場料等**」無し（**通常料金**）となります。

※収支計画書等をご提出いただけない場合は「**入場料等**」有り（**割増料金**）となります。

☐ 上記の2項目どちらにも該当しない → 「**入場料等**」無し（**通常料金**）となります。

（注意事項）

- ・ 通常料金支払い後であっても、ご利用までに「入場料等」有りに区分されることが判明した場合は、割増料金と通常料金の差額を請求いたします。
- ・ 収支計画書の様式に決まりはありません。チラシや案内ビラなどがあればあわせてご提出ください。
- ・ 収支計画書で確認させていただく内容
募集人数（参加予定人数）に基づき算定した入場料・参加費等の総額が、開催に直接要する経費（会場使用料、講師料、材料・教材費等、器材借上料、その他開催に当たり支出すべき費用）以下であるかどうか。
- ・ チャリティ目的で収益金を寄付される場合は、事前に、収益金の集め方や寄付の使い道をお知らせください。